

## 独立した自走式自動車車庫の取り扱いについて

平成 14 年 1 月 1 日  
国土交通省住宅局建築指導課  
日本建築行政会議

平成 10 年 6 月 12 日法律第 100 号による改正前の建築基準法第 38 条に基づく認定の内容等を踏まえ、平成 14 年 6 月 1 日以降における独立した自走式自動車車庫の建築基準法における防火関係規定の取り扱いを以下のとおりといたします。

### 1 独立した 2 階建以下の自走式自動車車庫（1 層 2 段、2 層 3 段）の建築基準法における取り扱いについて

独立した 2 階建以下の自走式自動車車庫（1 層 2 段、2 層 3 段）については、これまで建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところですが、今般、建築基準法（以下「法」という。）における防火関係規定の取り扱いを以下のとおりとします。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常どおりの取り扱いとします。

### 記

#### （1）法第 26 条及び第 27 条、建築基準法施行令第 109 条の 3 について

法第 2 条第九号の三及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第 109 条の 3 第二号に適合する準耐火建築物とすること（床面積 150 m<sup>2</sup>以上の場合）。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に 50 cm 以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀（高さ 1.5m 以上）を設けること。ただし、1 m 以上の距離を確保した場合にはこの限りではない。

#### （2）法第 61 条について

下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第 61 条第二号に該当するものとみなす。

- ① 各階における外周部の上部 50 cm 以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の 5 % 以上であること。
- ② 短辺の長さを 55m 以内とすること。